

## 市内で新たに創業・開業する事業主を支援します

**対象** 次のいずれかに該当する人

- ▽創業Ⅱ新たに創業するまたは既に創業済みで申請時に創業日から6カ月を経過しない個人または法人で、市内に主たる事業所を設け、新たに事業を開始する人
  - ▽開業Ⅱ既に事業を営んでいる個人または法人で、渋川駅前通り沿線、伊香保温泉石段街周辺または敷島駅前周辺の一定の地区に新たに事業所などを設け、本地区内で事業を開始する人
- ※他にも条件があります

**補助対象経費** ▽店舗や事業所の新設または改修などに要する経費 ▽設備または大型備品の購入費 ▽広告宣伝費など

- ▽**交付金額** 限度額50万円(購入金額の2分の1)
- ※渋川駅前通り沿線、伊香保温泉石段街周辺または敷島駅前周辺の一定の地区で創業または開業を行う場合は、限度額を50万円加算します
- その他 「渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業」と「渋川市空き店舗活用開業支

援事業は、この創業と開業を支援する事業に統合します

- ※新規の家賃補助は廃止
- ※令和2年度までに前記補助金を活用し開業した店舗の家賃補助は、この事業に引き継ぎます。手続きに必要な提出書類などは、ホームページを確認してください



▲市ホームページはこちら

詳しくは、**■** 商工振興課 (☎22596) へ。

## 本社機能移転・サテライトオフィス設置を支援します

**移住・定住促進として**、県外から市内への本社機能移転やサテライトオフィスを開設する事業者を補助します。詳しくは、**■** 商工振興課 (☎22596) へ。

**〈本社機能移転促進補助金〉**

県外に本社機能を有する企業が市内にその全部または一部を移転しようする場合に、移転経費に対し最大200万円(補助率3分の

2)を補助します。併せて、

本社機能の移転に伴い従業員が市に転入した場合は、1人あたり10万円、最大100万円を補助します。

**〈サテライトオフィス誘致促進補助金〉**

市内の空き物件を活用し、サテライトオフィスを開設する事業者に対して、改修費用の一部を最大100万円(補助率3分の2)を補助

します。

**〈その他〉**

サテライトオフィス誘致の促進に向けて、市有施設の一部を利用して、「お試しサテライトオフィス」と「 coworkingスペース」を設置しています。



▲市ホームページはこちら

## 渋川市公文書等の管理に関する条例が全面施行されました

この条例は令和3年4月1日に施行され、市が保有する公文書を「市民の財産」と位置付けています。市民が利用しやすくするため、

- ① **文書廃棄の際の意見聴取** 保存期間が満了した公文書を廃棄する際は、第三者

機関である渋川市公文書等管理審議会の意見を聴いた上で、廃棄します。

- ② **歴史的公文書の利用請求** 保存期間が満了した公文書のうち、歴史的価値があるものとして整理した歴史的公文書(目録はホームページなどに掲載します)の閲覧・視聴または写しの交付を受けたい人は、総務課に申請してください。詳しくは、**■** 総務課 (☎22112) へ。

## 子ども家庭総合支援拠点を4月1日から開設しました

4月1日(木)から、市内に住む全てのお子さんとその家族や妊産婦に対して、専門的な相談や関係機関と連携した情報の提供や訪問などによる、総合的に継続的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」をこども課内に開設しました。

この拠点の整備により、支援を必要としているお子

さんやその家族に対し、切れ目なく、よりきめ細かな対応を行っていきます。なお、従来どおり子ども家庭支援員などが相談を受けますので、子育ての悩みや気になることがありましたら、気軽に相談してください。詳しくは、家庭児童相談室(本)こども課内・☎223443)へ。

## 空き家の活用を促進する市の取り組みを紹介

市が実施する空き家利活用促進事業を紹介します。  
詳しくは、**政策創造課**  
(☎2401)へ。

### 空き家活用モデル事業

空き家活用の優秀モデルに対して、改修費用の一部を補助します。

**対象** ①移住定住する人または交流・関係人口の増加につながる事業の実施者  
②地域の魅力発信・コミュニティの形成・地域経済の活性化に資する事業の実施者

**要件** 市内に事業所など所在地を有する法人・個人事業者が改修施工すること  
※営利・非営利は問いません

**補助額** 4分の3補助(上限100万円) ※応募の中から優秀賞に選ばれた1本に対して補助を行います。優秀モデルは、空き家活用の優待モデルとして市ホームページで公開します

**受付開始日** 4月15日(木)

**空き家財道具等片付け補助金**

空き家バンク登録物件の家屋内にある家財道具の処分や、敷地内の樹木の剪定処分にかかる費用の一部を補助します。

**受付開始日** 4月1日(木)

**対象** 空き家バンク登録物件の所有者または購入者

**補助額** 3分の2補助(上限5万円)

**受付開始日** 4月1日(木)

### 狭小地隣地統合事業補助金

狭い土地では利用に制限がある場合でも、隣地を取得して一体の敷地にするこ

とで利活用の幅が広がります。隣地の購入における媒介手数料・所有権移転登記費用の一部を補助します。

**対象** 狭小地(80平方メートル)またはその隣地を購入し両土地を所有した人

**補助上限額** 5万円

**受付開始日** 4月1日(木)

**空き家バンク制度**

売却・賃貸希望の空き家物件情報を、市ホームページや全国版空き家空き地バンクサイトに掲載し、空き家の流通と移住定住促進を図ります。空き家の所有者で登録を希望する人は、相談してください。

**登録費用** 無料

### 空き家利活用促進パンフレット発行

空き家の利活用を促進するためのパンフレットを、政策創造課で配布しています。市ホームページからダウンロードもできます。



## 空き家のリフォーム・解体にかかると費用を補助します

### 空家活用支援事業補助金

空き家を住宅としてリフォームする費用を補助します。加算額を含め、最大50万円まで拡充しました。

**対象** ①空き家を所有する人(個人に限る) ②空き家を取得し、居住する目的でリフォームする人

**対象建物** 個人が所有し、1年以上空き家のも

**補助要件** 次の両方に該当すること

①市内事業者に発注すること  
②住宅としてリフォームする  
※共同住宅、長屋住宅、給与住宅を除く

**補助額** 20万円以上の費用に対し、10分の1を補助(上限30万円)

**加算** 次の①②③のいずれかに該当する場合は、20万円の加算があります

①市外転入者 ②若者夫婦世帯 ③子育て世帯

**空家解体事業補助金**

空き家の解体にかかる費用を補助します。

**対象** ①空き家を所有する人(個人に限る) ②空き家

の所有者の相続人など  
対象建物 個人が所有し、1年以上空き家のも

**補助要件** 次の①②③の全てに該当すること

①市内事業者に発注すること  
②所有権以外の権利が設定されていない  
③公共事業によるものでない  
④空き家全部を解体する  
⑤居住する住宅と同じ敷地内でない

**補助額** 20万円以上の費用に対し、10分の1を補助(上限20万円)

**加算** 次の①②③④のいずれかに該当する場合は、10万円の加算があります

①昭和56年5月31日以前に建築された ②緊急輸送道路に面している ③1年以内に購入した ④接道状況の悪い敷地にある  
(共通事項)

工事着手前(着工前)に申請してください。

**申請** 申請書(建築住宅課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、建築住宅課へ ※予算に達し次第終了

詳しくは、**建築住宅課**  
(☎24072)へ。

## 住宅を取得し転入する人に最大110万円を助成します

対象 市内に住宅を新築または購入し、市外から転入する人

**対象住宅** 玄関・台所・便所・浴室がある延べ床面積50平方メートル以上の住宅

**助成要件** 次の①②③の全てに該当すること

①市に初めて住民登録をする、または転出してから1年以上経過後の転入である

②市に住民登録をしてから2年以内および所有権保存(移転)登記をした日から1年以内である

③市区町村税(前年度の賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの)を滞納していない

**助成額** 10万円(加算額を含め最大110万円)

※次に該当する場合、最大100万円まで加算

▽所有者(申請者)が40歳未満  
▽10万円、30歳未満  
▽20万円

▽所有者(申請者)が同一世帯の15歳以下の子どもを扶養している  
▽子ども一人につき5万円

▽住宅新築に市内事業者を利用  
▽20万円

▽中古住宅取得  
▽10万円

※詳しくは、**政策創造課**  
(☎2401)へ。

詳しくは、**政策創造課**  
(☎2401)へ。

詳しくは、**政策創造課**  
(☎2401)へ。

詳しくは、**政策創造課**  
(☎2401)へ。

## 市内の新居で新生活を開始したカップルを応援

結婚した夫婦またはパートナーシップ宣誓をしたカップルで、新居に転居または転入し、新生活を開始した世帯に対し、助成金を交付します。

詳しくは、**政策創造課**  
(☎2401)へ。

**対象** 次の①②③④の全てに該当する世帯

①4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦または

②婚姻日などの前後6カ月の間に、双方ともに市内の新居に転居または転入し、新生活を開始している(住民登録が市内にある)

③申請日は、婚姻日などから6カ月を超えていない

④申請日は、婚姻日などから6カ月を超えていない

⑤市外から転入した場合は、5万円を移住者加算します

**申請方法** 所定の申請書(政策創造課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、政策創造課へ

**受付開始日** 4月15日(木)

※予算に達し次第終了



## 住宅リフォームの費用を補助します

**対象** 市内に住民登録をしている個人

**対象住宅** 自己が居住する個人住宅

**補助要件** 次の両方に該当すること

①市内事業者に発注すること

②工事着手前(着工前)であること

**補助額** 20万円以上の費用に対し、10分の1を補助(上限10万円)

**申込方法** 申請書(建築住宅課)

課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、建築住宅課に提出してください。 ※予算に達し次第終了

詳しくは、**建築住宅課**  
(☎24072)へ。



## マイナンバーカードを郵送で受け取ることができます

マイナンバーカードの申請方法には、カード受け取り時に本人確認を行う方法と、申請時に本人確認を行う「申請時来庁方式」があります。この方式では、申請から2カ月ほどで、カードを本人限定受取郵便で申請者の住所地に送付します。詳しくは、**本市民課(☎222459)**へ。

**受付日時** 月～金曜日午前8時30分～午後4時45分(市役所閉庁日を除く)  
※手続きは約30分かかります

**受付場所** 市民課・各行政センター ※駅前証明サービスコーナーでは受け付けできません

**申請できる人** 申請者本人 ※15歳未満の人が申請する場合は、法定代理人(親権者)が同席してください

**申請に必要なもの** ▽本人の顔写真(縦4.5センチ×横3.5センチで6カ月以内に撮影されたもの)  
▽通知カード(持っている人)  
▽住民基本台帳カード(持っている人)

▽マイナンバーカード(紛失以外の再交付の場合)  
▽本人確認書類(①顔写真付きを含む2種類の本人確認ができる証明書、または②通知カード返納および2種類の本人確認ができる証明書など) ※法定代理人の本人確認書類も同様です

**その他** 市民課窓口での申請は、予約システムから申請時来庁方式の窓口予約ができるようになりました。予約は、市ホームページまたは市公式LINEでできます

## しづかわFREEワイファイを利用してください

市民や観光客の利便性向上や災害発生時の通信手段確保を図るため、公衆無線LANを整備しています。令和2年度は16施設に追加整備を行い、計25施設で利用できるようになりました。利用できる施設では、スマートフォンやタブレット端末などで、インターネットに無料で接続できます。詳しくは、**本デジタル行政推進課(☎222320)**へ。

(別表) 利用可能施設一覧

施設名
市役所本庁舎
市役所第二庁舎(渋川公民館含む)
各行政センター(5施設)
各公民館(8施設)
渋川地区名産品センター(しづさん)
観光案内所(渋川駅)
バス案内所(石段下)
ロープウェイ不如帰駅(まちの駅)
ロープウェイ見晴駅
石段いづぶく館
ハワイ王国公使別邸
徳富蘆花記念文学館
渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館
渋川市立図書館

**利用可能施設** 別表のとおり  
**利用可能時間** 各施設の利用可能時間と同じ  
**利用上の注意** ▽セキュリティ

ティ上の安全対策は、利用者各自で行ってください  
▽各施設の利用規約やマナーを守って利用してください

## ICT活用に関する多分野連携協定を締結しました

市と東日本電信電話株式会社群馬支店は、3月1日に、多分野連携協定を締結しました。



この協定により、ICT(情報通信技術)を活用した地域社会の発展と活性化、市民向けサービスの向上による魅力的なまちづくりを図ります。観光振興や子ども教育の充実、防災および災害対策に関するところのほか、市役所内の業務効率化やDX(デジタルトランスフォーメーション)推進を目指します。

詳しくは、**本政策創造課(☎22401)**へ。

## 災害時の避難施設などの情報提供に関する協定を締結しました

市と株式会社バカンは、2月22日に、「災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定」を締結しました。

この協定により、各避難所の混雑状況等をスマートフォンなどで入手できるようになりました。

市は、災害発生時における応急復旧活動に関する人的・物的支援を確保するため、今後も災害時の応援協定の

締結を推進していきます。

詳しくは、**本危機管理室(☎22130)**へ。

